

令和4年第2回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

令和4年6月3日（金曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第5 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度本巢市一般会計補正予算（第1号））
- 日程第7 報告第9号 令和3年度本巢市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第8 報告第10号 令和3年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第9 報告第11号 令和3年度本巢市企業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第10 議案第35号 過疎地域の持続的発展の支援に係る本巢市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第36号 本巢市市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第37号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第13 議案第38号 令和4年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第39号 令和4年度本巢市企業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（15名）

1番	高橋知子	2番	瀬川照司
3番	飯尾龍也	4番	片岡孝一
5番	高橋時男	6番	高橋勇樹
7番	今枝和子	8番	高田浩視
9番	河村志信	10番	堀部好秀
11番	鏑本規之	12番	黒田芳弘
13番	臼井悦子	14番	道下和茂
16番	大西徳三郎		

欠席議員（1名）

15番 上谷政明

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原 勉	副市長	大野 一彦
教育長	川治 秀輝	総務部長	原 誠
企画部長	高橋 誠	市民環境部長	村澤 勲
健康福祉部長	小椋 真二	産業建設部長	高木 孝人
林政部長	高井 和之	上下水道部長	谷口 博文
教育委員会 事務局 長	青山 英治	会計管理者	瀬川 清泰

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	内藤 睦雄	議会書記	大久保 守康
議会書記	山本 憲	議会書記	後藤 謙治

開会の宣告

○議長（黒田芳弘君）

議席番号15番 上谷政明君より欠席届が提出されておりますので、報告をいたします。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

〔「議長、発言の許可をお願いします」と呼ぶ者あり〕

高田議員の発言を許可いたします。

○8番（高田浩視君）

貴重な時間をいただきありがとうございます。

令和3年12月16日に開会された第6回定例会最終日において、議案第49号 本巣市富有柿の里条例の一部を改正する条例についての産業建設委員長報告に対する質疑において、バーベキューハウスの夜間の営業を短くすることに関し、文殊の森との時間の整合性を取るような質問があったのかという質疑に対して、私委員長は、そのような説明、質疑はありませんでしたと回答しましたが、現実に質疑がありました。

あったにもかかわらず、ないと発言したことに対し、質問された議員並びに議員各位に御迷惑をかけたことを深く反省しおわび申し上げます。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

今後はこのようなことのないよう注意してまいります。

○議長（黒田芳弘君）

高田議員におかれましては、今後こういったことがないようにしっかりと慎重に委員長としての責務を果たしていただきますよう議長として注意をいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（黒田芳弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号9番 河村志信君と10番 堀部好秀君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（黒田芳弘君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月24日までの22日間とし、6月4日から6月14日、6月17日から6月23日までを休会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、先ほど申し述べたとおりとすることに決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（黒田芳弘君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告をいたします。

それでは、会議につきまして報告をさせていただきます。

初めに、第105回東海市議会議長会定期総会が4月27日に浜松市において開催される予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため書面会議となりましたので、報告させていただきます。

議案は、地方経済活性化のための新型コロナウイルス感染症対策及び経済対策への支援について、流域治水の着実な推進について、子ども移動経路における交通安全対策の推進についてと、本市から提案した放置空き家等対策の推進についての要望議案4件と令和3年度の会計決算認定に関わる議案2件、令和4年度の負担金及び予算関係の議案4件のほか、令和5年度定期総会の開催市を松阪市とすることについて及び役員の選任についての議案が提出され、全ての議案について承認、賛成されました。

また、永年在職議員表彰について、本巣市議会からは鏝本議員が議員15年以上の表彰を受けられました。

次に、令和4年度中濃十市議会議長会が5月19日に関市において開催される予定でありましたが、この会議につきましても書面会議となりましたので、報告をいたします。

会議は、令和3年度会務報告について、令和3年度会計決算について、令和4年度負担金及び会計予算について、令和5年度の役員の選任について及び次期開催市を羽島市とすることについての議案が提出され、全ての議案について承認、賛成されました。

最後に、全国市議会議長会の第98回定期総会が5月25日に東京千代田区の東京国際フォーラムにて開催され出席しましたので、報告をいたします。

初めに永年在職議員表彰があり、本巣市議会からは鏝本規之議員が議員15年以上の表彰を受けられました。

続いて会議に入り、一般事務及び令和3年度一般表彰基金及び退職基金の各会計決算並びに令和4年度各会計予算についての説明があり、その後、各委員会の活動報告を受け、全てが承認されました。

次に、議案審議として本市から提案説明いたしました放置空き家等対策の推進についての議案を含む部会提出議案27件、会長提出議案5件が提出され審議が行われましたが、全議案とも可決されました。

最後に役員改選が行われ、部会長、理事、評議員及び各委員会委員が選任され、本巢市は地方財政委員に選任をされました。また、顧問・相談役委嘱についての議案も承認をされました。

以上、会議について報告をいたします。

なお、総会等の資料につきましては、議会事務局に保管してありますので、必要な方は御覧になってください。

以上であります。

次に、議会だより編集特別委員会の報告をお願いいたします。

委員長 高橋勇樹君。

○議会だより編集特別委員会委員長（高橋勇樹君）

それでは、議会だより編集特別委員会委員長報告をさせていただきます。

議会だより第74号につきまして、5月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配付されているところであります。

掲載内容につきましては、2月、3月に開かれた第1回定例会の内容が主なものとなっております。表紙には、市民から提供いただきました能郷白山を背景とした樽見鉄道の新ラッピング列車を掲載しました。お手元にはありませんけれども、2ページからは、第1回定例会で議決された当初予算の内容と主な議案について、審議結果及び各議員の表決、一般質問、委員会活動、「生きる力を育むプロジェクト」5年間の効果検証報告についての記事、そして議員活動日誌の順に掲載しました。

今回は、令和4年3月25日、3月30日、4月8日、4月15日の計4回、委員会を開催いたしました。

次回の議会だよりにつきましては、今定例会の内容を主なものとして、8月1日発行予定です。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告を終わります。

○議長（黒田芳弘君）

次に、もとす広域連合議会の報告をお願いします。

7番 今枝和子君。

○7番（今枝和子君）

もとす広域連合議会からの報告をいたします。

令和4年第2回もとす広域連合議会臨時会が、会期を5月25日の1日限りとして、本巢市役所真正分庁舎3階議場において開催されましたので報告をいたします。

臨時会に提出された議案は、専決処分の承認1件、条例の一部改正1件の計2件でした。

専決処分の承認については、もとす広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであり、国家公務員の育児休業等に関する人事院規則の改正に鑑み、職員の育児休業等に関して所要の改正を行うものでありました。また、条例の一部改正については、もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであり、その内容は、令和3年度の人事院勧告に鑑み職員の給与に関して所要の改正を行うものでありました。2件の議案について、それぞ

れ慎重に審議を行いましたところ、議案は原案のとおり承認、可決されました。

以上、もとす広域連合議会の報告といたします。

なお、会議等の資料を御覧になりたい方は、議会事務局に保管してありますので申し出て下さい。以上です。

○議長（黒田芳弘君）

次に、市長より行政報告をお願いします。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告を申し上げたいと思います。

初めに、新型コロナウイルス感染症への対応につきまして御報告を申し上げます。

さきの令和4年第1回定例会におきまして御報告を申し上げて以降、議員の皆さんも御承知のとおりこれまで経験したことのないスピードと規模で感染拡大したオミクロン株「BA. 1」による第6波は、飲食店等における営業時間短縮や酒類の提供停止の要請をはじめ、イベント等の参加人数制限などの感染拡大防止対策をオール岐阜で一丸となり取り組んできた成果により、2月下旬に入りピークアウトの兆しが見えてまいりました。

しかしながら、新規陽性者数が高止まりしていること、病床使用率が依然として高い水準にあることなどから、3月6日まで延長されておりましたまん延防止等重点措置が3月21日まで再延長されることになりました。

その後、3月中旬には新規陽性者数が緩やかではあるものの減少傾向が確実となり、まん延防止等重点措置の解除基準を満たしたことから、岐阜県への重点措置の適用は3月21日をもって解除されたところでございます。

しかしながら、10万人当たりの新規陽性者数は減少したとはいえ、いまだ高い水準にあり、減少スピードも非常に緩やかであることや、自宅療養者数が3,000人規模であること、ワクチンの追加接種率が上がらないこと、また昨年、一昨年にも感染者急増を招いた年度替わりを迎えることなどから、決して気を緩めることなく感染の高止まりと第7波への再拡大に警戒してまいりました。

4月に入り感染力がさらに強力と言われるオミクロン株「BA. 2」への置き換わりや、まん延防止等重点措置の解除による気の緩みなどから一旦減少した陽性者が再び増加に転じ、第7波の入り口ともいべき感染再拡大の危機を迎えたことから、命を守るためのコロナ体制の整備と通常医療の維持を優先しながらワクチンの追加接種を加速しつつ、感染予防対策と社会経済活動とのバランスを図っております。また、市民の皆様、事業者の皆様には、改めて基本的な感染防止策の徹底をお願いしております。

現在、ウイズコロナ総合対策として、岐阜県と共に感染防止と社会経済活動の両立、高齢者などハイリスクの方を守る体制整備、新型コロナにより大きな影響を受けている県民生活や事業活動を支援する緊急対策を進めているところでございます。

このような中での市内の感染状況につきましては、連日感染者が確認されており、本年2月には

364人、3月には318人、4月には225人、そして5月も264人の感染が確認され、これまでの感染者数の累計は、5月31日現在1,566人となっております。

次に、ワクチン接種の状況でございます。

国は足元でオミクロン株の感染が終息しない中、現時点で得られている科学的知見等から、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を目的として、3回目のワクチン接種から5か月が経過した60歳以上の方及び18歳以上で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方に対象者を限定した4回目のワクチン接種の開始を決定いたしました。

前回の令和4年第1回定例会時にお伝えしましたとおり、もとず医師会もとず班の協力の下、65歳以上の方への3回目接種は、1月31日から各医療機関における個別接種を開始し、2月15日からは糸貫ぬくもりの里における集団接種を開始しております。5月31日現在、4回目接種の対象となる60歳以上の方の接種状況は1万851人で、この方々が3回目接種から5か月を経過した時点で速やかに4回目接種の機会が得られるよう本事業の予算を5月20日に専決させていただき、接種体制の準備と市民への周知を図るとともに、現在、関係機関との調整などを進めているところでございます。

また、いずれも5月31日現在の状況になりますが、3回目の接種が完了している18歳から59歳の方は8,564人でありますが、この方々のうち基礎疾患を有する方のみが4回目接種の対象となりますので、60歳以上の方への接種と並行して基礎疾患調査を実施する体制を調整している状況でございます。

このほか3月25日より12歳から17歳のお子さんへの3回目接種が可能となり、570の方が接種を終えております。また、5歳から11歳のお子さんへのワクチン接種につきましては、3月26日から糸貫ぬくもりの里における集団接種を開始し、5月7日から個別接種を開始しており、130の方が2回目の接種を終え、現在は個別接種により接種の機会を提供している状況でございます。さらに並行して、まだ1回目の接種をしていない方で接種を希望される方及び新たに12歳になられる方への接種対応も進めている状況でございます。

なお、本市の接種率でございますが、1回目、2回目の接種が完了した方は、12歳以上の方で約2万7,300人、接種率は88.0%ほどであります。

最後に、現在、一旦減少した陽性者が再び増加に転じ、感染再拡大が懸念されています。市民の皆様が安心して暮らせる日々を取り戻すためにも、今後も国・県との協議を行いながら万全を期してワクチン接種に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、東海環状自動車道西回りルートの方の市内の整備状況につきまして御報告を申し上げます。

まず初めに、岐阜国道事務所の工事でございますが、(仮称)本巣パーキングエリア周辺の工事としましては、本線部並びにパーキングエリア部の盛土工事が継続して行われているとともに、盛土工事と併せて擁壁工や排水施設の工事などが進められております。引き続き(仮称)本巣パーキングエリア周辺公園の工事と連携を図りながら工事を進めていく予定であるとお聞きしております。

続きまして(仮称)糸貫インターチェンジ周辺の工事でございますが、盛土工事があらかた終わ

りましたので、調整池も含めた排水施設や側道部の仕上げ工事などが行われる予定であるとお聞きしております。

次に、中日本高速道路株式会社の工事でございますが、今年3月から5月にかけて新たに3件の工事契約を行い、現在14件の工事が進行中でございます。これにより橋梁の橋脚・橋台、計201基の下部工工事に着手し、うち69基は既に完成しているとともに、一部の上部工工事の準備も始まったところです。また、船来山のトンネル工事につきましても、トンネル部分の掘削が進むなど、着々と工事が進んでおります。残りの工事につきましても準備が整い次第、順次工事発注をしていく予定であるとお聞きしております。

なお、今後発注が予定されている工事につきましては、公表されている工事のみとなりますが、岐阜国道事務所においては、工事の進捗次第ではあるものの、今のところ新規の発注予定はありません。また、中日本高速道路株式会社の発注分としましては、橋梁上部工工事で5件の工事発注を予定しているとお聞きしております。

いずれにいたしましても、早期にこの東海環状自動車道の整備が完了いたしますように、引き続き市としても地元調整や工事施工に係る関係部署との調整など事業推進に万全の協力体制を整えるとともに、東海環状自動車道の整備効果を十分に発揮できるように、インターチェンジへのアクセス道路の整備を県と共に進めるなど、新たな企業誘致や地域活性化に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、庁舎整備事業につきまして御報告を申し上げます。

令和4年3月定例会に工事請負契約締結の御議決をいただきました本巣市庁舎敷地造成工事（南工区）のほか本巣市庁舎敷地造成工事（北工区）及び本巣市庁舎周辺道路整備工事をそれぞれ3月に発注し本格的に工事が始まりました。

敷地造成工事につきましては、現在、表土掘削と中日本高速道路株式会社（NEXCO中日本）から無償で譲り受けました東海環状自動車道路整備事業の建設発生土を使用した盛土作業を行っているところでございます。

また、新庁舎本体の建築工事におきましては、昨年策定いたしました庁舎建設基本設計に基づきまして、実施設計を進めているところであり、庁舎各フロアの配置計画や設備関係、各諸室の仕様や外構関係の実施設計は完了し、現在、新庁舎建築工事の発注に向け工事費の算定を行っているところでございます。

今後の予定といたしましては、本年10月の建築工事着工を目指し、今月中には設計額の算定を終え、7月に入札公告、9月初旬を目途に入札を執行、仮契約を締結し、市議会9月定例会におきまして本契約締結についての議会の御議決を賜りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

このほか新庁舎は、木材を積極的に使用するデザインとしておりまして、天井、床、壁などの外装・内装材や窓口カウンター、議場家具などの木製家具につきましては、根尾下大須地内の市有林2.2ヘクタール程度を伐採し、その木材を活用する計画でございまして、8月には市有林伐採等業

務及び木製家具製作業務の発注を予定しており、令和5年度末の完成を見据え事業の推進を図ってまいります。

次に、令和4年第1回西濃環境整備組合議会定例会が3月29日に開催されましたので、その概要につきまして御報告申し上げます。

提出されました案件は、1つ目として令和4年度西濃環境整備組合経費の分賦金額及び分賦方法について、2つ目に令和4年度西濃環境整備組合一般会計予算の2件でございます。

まず、令和4年度西濃環境整備組合経費の分賦金額及び分賦方法についてでございますが、ごみ処理関係分賦金9億565万6,000円及び屋内温水プール関係分賦金3,604万2,000円の合計9億4,169万8,000円を構成市町の搬入量割、人口割、均等割により、各市町の負担割合を定めるものでございまして、令和4年度の本巢市の負担額は、全体の15.18%に当たる1億4,295万9,000円でございます。

次に、令和4年度一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億3,532万2,000円ございまして、主に塵芥処理費の増額によりまして、前年度対比10.1%増、1億3,162万円の増額となっております。

歳入におきましては、市町分賦金9億4,169万8,000円、ごみ処理手数料2億6,797万円が主なものでございます。

また、歳出におきましては、ごみ処理に係る光熱水費等の需用費4億9,155万7,000円、流動床路及び溶融炉の定期修繕などに伴う工事請負費2億5,810万8,000円及び一般廃棄物処理事業債の償還元金及び利子1億9,333万6,000円が主なものでございます。

提出されました2案件は、いずれも原案のとおり可決されましたので、御報告いたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第6号から日程第6 報告第8号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第4、報告第6号 専決処分の承認を求めることについてから日程第6、報告第8号 専決処分の承認を求めることについてまでを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例等の一部を改正する条例）でございます。

令和4年度の地方税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、地方自治法第

179条第1項の規定により、令和4年3月31日、本巢市税条例等の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるとのことです。

次に、報告第7号 専決処分の承認を求めるとのことについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）です。

地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日、本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるとのことです。

次に、報告第8号 専決処分の承認を求めるとのことについて（令和4年度本巢市一般会計補正予算（第1号））です。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年5月20日、令和4年度本巢市一般会計補正予算（第1号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるとのことです。

以上の詳細につきまして、報告第6号は総務部長から、報告第7号は市民環境部長から、報告第8号は副市長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

報告第6号の補足説明を原総務部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

報告第6号 専決処分の承認を求めるとのことについて（本巢市税条例等の一部を改正する条例）につきまして補足説明をいたします。

お手数でございますが、本巢市議会定例会議案の概要1ページを御覧いただきたいと思います。

初めに、改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことにより、所要の改正を行ったものでございます。

なお、今回の改正につきましては、個人市民税、固定資産税が主な改正点でございます。

それでは、改正内容につきまして御説明をさせていただきます。

最初に、第1条関係（本巢市税条例の一部改正）でございます。

本則の改正で、ア、第18条の4関係から、エ、第34条の9関係までにつきましては、記載のとおり条文を整備するものでございます。

次に、オ、第36条の2関係につきましては、記載のとおり規定を整備するものでございます。

次に、カ、第36条の3関係から、2ページ、シ、第73条の3関係までにつきましては、記載のとおり条文を整備するものでございます。

次に、3ページを御覧ください。

②附則の改正で、ア、第7条の3の2関係につきましては、地方税法附則第5条の4の2の規定による住宅借入金等特別税額控除の適用期間の延長等の改正に伴い条文を整備するもので、個人市民税においても適用期限を延長し、令和7年12月末までに居住した者を控除期間を令和20年度まで

延長するものでございます。

なお、この措置による個人市民税の減収額につきましては、地方特例交付金により全額国費で補填することとされております。

次に、イ、第10条の2関係につきましては、地方税法附則第15条の規定の改正に伴い、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の新設等により条文を整備するものでございます。

次に、ウ、第10条の3関係につきましては、地方税法附則第15条の9及び地方税法附則第15条の9の2の規定する省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等の改正に伴い条文を整備するもので、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告でございますが、対象となる住宅を平成26年4月1日以前から所在する住宅に拡充するとともに、工事費要件を断熱改修工事のみで60万を超える場合、または断熱改修工事のみで50万を超え、再エネや創エネに資する太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器、もしくは太陽熱利用システムの設置工事と合わせて60万円を超える場合も特例措置の対象とするものでございます。また、適用期限を令和6年3月31日まで2年間延長するものでございます。

次に、エ、第12条関係につきましては、地方税法附則第18条の規定の改正に伴い、令和4年度に限り商業地等に係る固定資産税を課税標準額の上昇幅の2.5%とするため条文を整備するもので、固定資産税の負担調整措置については、令和3年度に限りまして負担調整措置等により税額が増加する全ての土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置が講じられておりましたが、令和4年度はこの特別な措置は終了となっております。その中で商業地等につきましては、景気回復に万全を期すため、激変緩和の観点から税額が増加することとなる土地につきまして、本来評価額の5%相当分の増額となるところを令和4年度に限り評価額の2.5%分の増加となるように規定するものでございます。

次に、オの第16条の3関係から、4ページ、ケ、第26条関係までにつきましては、記載のとおり条文を整備するものでございます。

次に、第2条関係（本県市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）でございます。

①本則の改正、第1条関係のうち第36条の3の3関係につきましては、令和4年改正地方税法附則第27条の規定による公的年金等受給者の扶養親族申告書の改正に伴い条文を整備するものでございます。

次に、②附則の改正、附則第2条関係につきましては、市民税に関する経過措置の規定について条文を整備するものでございます。

なお、この改正の施行日につきましては、改正内容のそれぞれ括弧書きの記載のとおりでございます。

報告第6号の補足説明については以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

報告第7号の補足説明を村澤市民環境部長に求めます。

村澤部長。

○市民環境部長（村澤 勲君）

それでは、報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきまして補足説明をさせていただきます。

お手数ですが、お手元の議案の概要23ページをお願いいたします。

1の改正趣旨でございますが、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布されたことに伴いまして、国民健康保険税について負担の適正化を図るため、所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、国民健康保険税の基礎課税額であります医療給付費賦課額に係る課税限度額を現行の「63万円」から2万円増額し「65万円」に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の「19万円」から1万円増額し「20万円」にそれぞれ引き上げるものでございます。

3の適用関係でございますが、施行期日は令和4年4月1日からでございます。

ただし、改正後の本条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

報告第8号の補足説明を大野副市長に求めます。

副市長。

○副市長（大野一彦君）

それでは、報告第8号、令和4年度本巢市一般会計補正予算（第1号）の専決処分につきまして補足説明をさせていただきます。

この補正予算につきましては、新型コロナウイルスワクチンの4回目の接種に必要な関係予算に加えまして、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、住民税非課税世帯や家計急変世帯に対する1世帯当たり10万円の給付及び低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を給付する予算につきまして、5月20日に専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、議案のつづりの13ページの次のページでございます一般会計補正予算書（第1号）の1ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億8,318万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ211億4,318万9,000円とさせていただいたものでございます。

それでは、6ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書でございますが、まず上段の国庫支出金、国庫負担金の2目衛生費国庫負担金3,706万6,000円につきましては、4回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る医師会への接種委託に対する新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金でございます。

その下の国庫補助金の2目民生費国庫補助金7,070万2,000円につきましては、住民税非課税世帯や家計急変世帯に対する給付及び低所得の子育て世帯に対する給付に係るそれぞれの事業費補助金と事務費補助金でございます。

一番下の3目衛生費国庫補助金7,542万1,000円につきましては、4回目のワクチン接種のための体制確保に要する費用に対する新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金でございます。ただいま御説明を申し上げました国庫負担金、国庫補助金はいずれも補助率10分の10でございます。

次に、7ページをお開き願います。

歳出の事項別明細書でございます。

上段の民生費の4目老人福祉費54万6,000円につきましては、4回目の新型コロナウイルスワクチン接種を希望される運転免許証を持っていない65歳以上の方で、同一世帯にも65歳以上の運転免許証を持った方がいない世帯の方に対するタクシー利用助成券を交付するための予算でございます。180人分を見込んだものでございます。

その下の10目住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付費2,424万5,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、物価高騰に直面する住民税非課税世帯や家計急変世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付するための関係予算でございます。165世帯分を見込んだものでございます。

一番下の民生費、児童福祉費の5目子育て世帯生活支援特別給付金給付費4,645万7,000円につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を給付するための関係予算でございます。890人分を見込んだものでございます。

8ページを御覧願います。

衛生費、保健衛生費の3目予防費の1億1,248万7,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチンの4回目の接種に必要な予防接種委託料や、ワクチン接種体制確保運營業務委託料などの関係予算でございます。

一番下の予備費につきましては、財源調整のため54万6,000円を減額させていただいたものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

報告第6号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第6号については、委員会付託を省略したい

と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第6号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第6号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例等の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

報告第7号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第7号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第7号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第7号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

報告第8号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第8号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第8号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第8号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度本巢市一般会計補正予算（第1号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第7 報告第9号から日程第9 報告第11号まで（上程・説明）

○議長（黒田芳弘君）

日程第7、報告第9号 令和3年度本巢市一般会計継続費繰越計算書についてから日程第9、報告第11号 令和3年度本巢市企業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてまでを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、報告第9号 令和3年度本巢市一般会計継続費繰越計算書についてでございます。

令和3年度に設定した庁舎整備用地造成事業につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、報告させていただくものでございます。

次に、報告第10号 令和3年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法第213条の規定により、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告させていただくものでございます。

次に、報告第11号 令和3年度本巢市企業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

でございます。

地方自治法第213条の規定により、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告させていただくものでございます。

以上、詳細につきまして、報告第9号及び第10号は企画部長から、報告第11号は産業建設部長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

報告第9号及び報告第10号の補足説明を高橋企画部長に求めます。

高橋部長。

○企画部長（高橋 誠君）

それでは、報告第9号 令和3年度本巢市一般会計継続費繰越計算書につきまして補足説明をさせていただきます。

議案の15ページをお開き願えますでしょうか。

令和3年度一般会計当初予算及び本年3月の一般会計補正予算（第14号）におきまして、継続費の設定及び変更をお願いいたしました事業、庁舎整備用地造成事業につきまして、繰越額及びその財源が確定いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づきまして継続費繰越計算書を調製し、御報告させていただくものでございます。

続きまして、報告第10号 令和3年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして補足説明させていただきます。

議案書の17ページをお開き願えますでしょうか。

本年1月の令和3年度一般会計補正予算（第12号）及び3月の一般会計補正予算（第14号）及び（第15号）におきまして、繰越明許費の設定をお願いいたしました9つの事業につきまして、それぞれの繰越額及びその財源が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして繰越明許費繰越計算書を調製し、御報告をさせていただくものでございます。

いずれの事業につきましても年度内の完成が困難となり、繰越しをさせていただくものでございます。

それぞれの事業名の右に金額の欄がございますが、この金額につきましては、それぞれの補正予算におきまして繰越しの限度額として設定をさせていただきました額でございます。その右に翌年度繰越額につきまして、実際に令和3年度に繰越しをいたしました額でございます。さらにその右には繰越額の財源内訳でございます。

今回、繰越しをいたしました翌年度の繰越額は、合計をいたしますと9億6,344万5,000円でございます。そのうち一般財源といたしましては1億2,436万5,000円となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

報告第11号の補足説明を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、報告第11号 令和3年度本巢市企業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書について補足説明をさせていただきます。

議案書の19ページをお開き願います。

本年3月の令和3年度本巢市企業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）におきまして、繰越明許費の設定をお願いいたしました温井地区企業用地造成事業につきまして、繰越額及びその財源が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして繰越明許費繰越計算書を御報告させていただくものでございます。

本事業は、盛土材の調達に不測の日数を要したことから年度内の完了が困難となり、繰越しをさせていただいたものでございます。

この金額につきましては、補正予算におきまして繰越しの限度額として設定をさせていただいた額でございます。その右側の翌年度繰越額につきましては、実際に令和3年度に繰越しをいたしました額でございます。また、限度額として設定した額と同額となっております。さらにその右側の繰越額の財源内訳は一般財源でございます。

今回、繰越しをいたしました翌年度繰越額は、8,755万4,000円でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

報告第9号から報告第11号までは以上で報告を終わります。

日程第10 議案第35号及び日程第11 議案第36号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第10、議案第35号 過疎地域の持続的発展の支援に係る本巢市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第11、議案第36号 本巢市市営住宅条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第35号 過疎地域の持続的発展の支援に係る本巢市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

所得税法等の一部を改正する法律及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第36号 本巢市市営住宅条例の一部を改正する条例についてでございます。

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

以上、詳細につきまして、議案第35号は総務部長から、議案第36号は産業建設部長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第35号の補足説明を原総務部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、議案第35号 過疎地域の持続的発展の支援に係る本巣市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

本巣市議会定例会議案の概要25ページをお開きください。

まず、改正の趣旨でございますが、所得税法等の一部を改正する法律及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の規定に基づく過疎地域の課税免除、不均一課税を定める条例中で引用されている租税特別措置法同法施行令の規定について項ずれ等が生じ、引用条項を整理するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容でございます。

第2条関係（課税免除）でございますが、第1項中の「第12条第3項」を「第12条第4項」に、「第45条第2項」を「第45条第3項」に、「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改めるものでございます。

改正の施行日につきましては、公布の日でございます。

以上、議案第35号の補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第36号の補足説明を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、議案第36号 本巣市市営住宅条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

お手数ですが議案の概要の27ページを御覧いただきたいと思っております。

改正の趣旨でございますが、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令が令和4年3月25日に公布されたことに伴い、引用条項を整理するために本巣市市営住宅条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正ですが、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の第1条第1号及び第7条第1号が新たに新設されたことに伴い、本条例で引用している条文の号ずれが発生したためこれを解消するものでございます。

引用している第2条関係の用語の定義について、第2条第7号中「第1条第3号」を「第1条第

4号」に、第55条の関係の入居の資格について、第55条第1項第3号中の「第7条第1号及び第2号」を「第7条第2号及び第3号」にそれぞれ改めるものでございます。

この条例の施行期日は、公布の日からでございます。

議案第36号の補足説明は以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第35号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

道下議員。

○14番（道下和茂君）

条文の整理のための改正で理解はしておるんですが、この過疎地域における持続的発展計画に記載されている産業促進区域内というのは過疎地域のどこを指されるのか、いま一度お聞きしたいと思しますので、よろしく。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質疑についての答弁を原総務部長に求めます。

○総務部長（原 誠君）

今回のこの過疎地域につきましては、市のほうで過疎地域として計画をされた地域であるということでございます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

道下議員。

○14番（道下和茂君）

過疎地域においては2通りの方法があると思うんですが、その関係でどこを、大きなくくりでいいんですが、例えばこの地域を除くとか、そこら辺のところを説明していただきたいんですが。

○議長（黒田芳弘君）

原部長。

○総務部長（原 誠君）

過疎地域の定義でございますが、本巣市過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内で、括弧として旧根尾村の区域ということで定めております。以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号については、委員会付託を省略したい

と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第35号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第35号 過疎地域の持続的発展の支援に係る本巣市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第36号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第36号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第36号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第36号 本巣市市営住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第12 議案第37号（上程・説明・質疑・委員会付託）

○議長（黒田芳弘君）

日程第12、議案第37号 市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第37号 市道路線の廃止及び認定についてでございます。

企業用地造成に伴う市道路線の廃止及び認定をしたいので、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長より御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第37号の補足説明を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、議案第37号 市道路線の廃止及び認定について補足説明をいたします。

議案の概要の31ページ、廃止する路線の図面を御覧ください。

温井地区企業用地造成事業に伴い既存の市道が企業用地内となることから、真正1108号線を廃止して、33ページを御覧ください。

認定する図面のとおり、真正1108号線を起点、温井字新田207番地先から、終点、温井字新田205番1地先まで、34ページを御覧ください。

認定する図面のとおり真正1227号線を起点、国領字姥子田214番地先から、終点、国領字姥子田230番1地先まで、35ページを御覧ください。

認定する図面のとおり真正1228号線を起点、温井字中割299番1地先から、同地先として認定するものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第37号については、産業建設委員会に付託をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第37号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第38号及び日程第14 議案第39号（上程・説明・委員会付託省略）

○議長（黒田芳弘君）

日程第13、議案第38号 令和4年度本巣市一般会計補正予算（第2号）について及び日程第14、議案第39号 令和4年度本巣市企業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第38号 令和4年度本巣市一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億505万1,000円を追加するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、太陽光発電設備等設置費補助金、元気な農業産地構造改革支援事業費補助金及び麦・大豆生産性向上対策推進事業費補助金等の新規計上、社会資本整備総合交付金、財政調整基金繰入金及び消防団員退職報償金等の増額、並びに公共施設等整備基金繰入金及び合併特例債等の減額でございます。

また、歳出の主なものといたしましては、新型コロナウイルス対策事業として、樽見鉄道企画列車等支援事業費補助金、事業者サポート補助金、幼稚園、小・中学校等への非接触型体温検知カメラ設置事業費及び社会教育施設予約システムの導入事業費の新規計上、並びに市内生産者の支援のため、本巣市産の食材を使用した学校給食の提供に伴う地産地消事業賄材料費の増額、また物価高騰等に直面している子育て世帯の生活を支援する子育て世帯応援給付金、市内で自らが居住する住宅に対する太陽光発電設備等設置費補助金、農業組織等が導入する機械購入費に対する元気な農業産地構造改革支援事業費補助金、米から大豆への転換を進めるための先進的な営農技術導入等に対する麦・大豆生産性向上対策推進事業費補助金及び前年度の国庫補助金に係る還付金等の新規計上、企業用地造成事業特別会計繰出金及び消防団員退職報償金の増額、並びに制度改正等に伴う職員手当の減額でございます。

次に、議案第39号 令和4年度本巣市企業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,100万円を追加するものでございます。

歳入といたしましては、一般会計繰入金を増額するものでございます。

また、歳出といたしましては、浅木地区企業用地造成事業の開始に伴う委託料の増額等でございます。

以上、詳細につきまして、議案第38号は副市長から、議案第39号は産業建設部長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第38号の補足説明を大野副市長に求めます。

副市長。

○副市長（大野一彦君）

それでは、議案第38号 令和4年度本巢市一般会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが議案のつづりの26ページの次にございます一般会計補正予算書（第2号）の1ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ3億505万1,000円を追加し、総額を214億4,824万円とするものでございます。

次に、5ページをお開き願います。

第2表の地方債の補正では、合併特例債につきましてパーキングエリア周辺公園整備事業における社会資本整備総合交付金の配分額の増額に伴う8,980万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、8ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書でございますが、まず国庫補助金の4目土木費国庫補助金9,456万5,000円につきましては、パーキングエリア周辺公園整備事業における社会資本整備総合交付金の配分額の増に伴う増額でございます。

次に、6目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、国の繰越し手続による本市への配分額と国の今年度の予備費を活用した配分額の合計3億6,085万9,000円の中の2億4,405万4,000円につきまして、歳出予算に計上しております大きく分けて8つの事業にそれぞれ充当するものでございます。

下段の県補助金の3目衛生費県補助金928万4,000円につきましては、住宅に太陽光発電設備及び蓄電池を設置する者に対する県補助金でございます。

その下の4目農林水産業費県補助金557万9,000円につきましては、農業組織等の農業機械導入に係る有利な補助事業への組替えによる増減に加え、米から大豆へ転換を進めるために必要な設備や技術の導入に対する補助金等の計上でございます。

9ページをお開き願います。

中段の諸収入、雑入の7目雑入342万5,000円につきましては、消防団員12名分の退職報償金を消防団員等公務災害補償等共済基金から受け入れるものでございまして、歳出の消防費におきましても同額を計上させていただいております。

次に、10ページを御覧願います。

歳出の事項別明細書でございます。

まず、議会費をはじめ各項目に計上しております職員給与費等につきましては、昨年度の人事院勧告に伴う期末手当の減額及び本年4月1日付の人事異動等に伴う会計年度任用職員を含めました一般職員及び特別職に係る報酬、給料、職員手当等共済費及び旅費の補正をお願いするものでございまして、予算書の22ページ以降に給与費明細書といたしまして集計したものがございますので、

改めて御覧いただければと思います。

それでは、給与費以外の主な補正につきまして御説明を申し上げます。

今度は恐れ入りますが議案の概要のつづりを御覧いただきたいと思います。

概要のつづりの35ページの次にございます補正予算の概要の2ページを御覧願います。

総務費の一般管理費6,496万3,000円につきましては、樽見鉄道が行うイベント列車乗車券や1日フリー乗車券にそれぞれ2,000円分のもとまる商品券をつけた乗車券を販売する費用に対する樽見鉄道企画列車等支援事業費補助金の新規計上でございまして、地方創生臨時交付金を財源とするものでございます。

次に、3ページをお開き願います。

一番上の児童福祉総務費の1億1,429万2,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で物価高騰に直面する子育て世帯の生活を支援するため、18歳以下の子1人当たり2万円を給付する子育て世帯応援給付金1億1,080万円とその事務費を合わせた1億1,393万2,000円、そして2段目の子どもセンターへの非接触型体温検知カメラの設置に伴う予算36万円でございまして、いずれも財源は地方創生臨時交付金でございます。

次に、中段の衛生費の2段目の環境衛生費928万4,000円につきましては、歳入で御説明をいたしました市内で居住する住宅に太陽光発電設備及び蓄電池を設置する者に対する太陽光発電設備等設置費補助金でございます。

下段の農林水産業費の2段目の農業振興費783万7,000円につきましては、歳入で御説明申し上げました農業組織等の農業機械導入に係る有利な補助事業への組替えによる増減に加え、米から大豆への転換を進めるために必要な設備や技術の導入に対する補助金等の計上でございます。

4ページをお開き願います。

商工費の2段目、商工振興費6,103万4000円のうち、上段でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により先行きが不透明な状況下において、市内事業者の継続的な事業活動を支援するため、1事業者20万円を上限に販路の開拓や人材の確保などに対する事業者サポート補助金を交付する関係予算4,003万4,000円でございます。

その下の2,100万円につきましては、企業用地造成事業特別会計に対する繰出金の増額でございます。

下段の教育費の下から3段目の小学校費610万6,000円と、次のページの一番上の中学校費392万4,000円、そしてその下の3段目、幼稚園管理費288万円につきましては、小・中学校及び幼稚園への非接触型体温検知カメラの設置及び小・中学校への新型コロナウイルス抗原検査キット配置に伴う予算をお願いするものでございまして、いずれも地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

教育費の下から3段目の体育施設費917万3,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として社会体育施設等における予約システム導入に伴う関係予算でございまして、財源は地方創生臨時交付金でございます。

その下の学校給食センター費270万円につきましては、学校給食における市内生産者の支援のため、本県市産の食材を使用した給食を提供するための地産地消事業賄材料費の増額でございまして、地方創生臨時交付金を財源としております。

その下の諸支出金、諸費3,916万1,000円につきましては、前年度における国庫補助金の額の確定による還付金等の新規計上でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第39号の補足説明を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

議案第39号 令和4年度本県市企業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

議案のつづりにございます一般会計補正予算書27ページの次にございます企業用地造成事業特別会計補正予算書（第1号）をお願いします。

予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,100万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,700万円とするものでございます。

続きまして、6ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書によりまして御説明をさせていただきます。

2款1項1目一般会計繰入金2,100万円の増額につきましては、一般会計繰越金からの増額でございます。

次に、7ページをお開き願います。

歳出の事項別明細書によりまして御説明をさせていただきます。

1款1項1目企業用地造成事業費2,113万6,000円の増額につきましては、浅木地区企業用地造成事業に伴う経費として、その内訳は消耗品費2万2,000円、測量調査設計等委託料2,107万円、土地鑑定評価委託料4万4,000円でございます。

また、3款1項1目予備費13万6,000円につきましては、財源調整により減額をお願いするものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第38号を議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第38号については、委員会付託を省略し、総務企画委員会の所管に属する予算については総務企画委員会、文教福祉委員会の所管に属する予算については文教福祉委員会、産業建設委員会の所管に属する予算については産業建設委員会、以上のとおり、それぞれ所管の委員会において協議を行いたいと思いますが、これに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第38号は委員会付託を省略し、それぞれ所管する委員会において協議することに決定をいたしました。

議案第39号を議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号については、委員会付託を省略し、産業建設委員会において協議を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第39号は委員会付託を省略し、産業建設委員会において協議することに決定をいたしました。

日程第15 議員派遣について

○議長（黒田芳弘君）

日程第15、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第162条の規定により議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

散会の宣告

○議長（黒田芳弘君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

6月15日水曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

これにて散会をいたします。御苦労さまでした。

午前11時44分 散会